日進市公私連携保育法人募集要項

令和８年８月

日進市健康こども部保育課

1　概要について

本事業は、米野木台西保育園を令和１０年４月１日から民営化するにあたり、施設の管理・運営を継続的かつ安定的に行い、質の高い保育を提供することのできる公私連携保育法人を募集するもの。

2　法人の要件について

認可保育所（保育所型認定こども園、小規模保育事業所を含む）を運営している社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人及び株式会社

3　応募資格について

応募資格は、次の要件を全て満たす者とする。

（１）原則３年以上の認可保育所（保育所型認定こども園、小規模保育事業所を含む）の運営実績を有すること。

（２）保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と見識を有すること。

（３）日進市の保育事業を十分理解し、本市が行う保育行政に積極的に協力する意思を有すること。

（４）資産要件として、公私連携型保育所の年間事業費の１２分の１以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること。

（５）直近の会計年度において、他の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないこと。

（６）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第５項第４号のいずれにも該当しないこと。

（７）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の決定を受けている者でないこと。

（９）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（10）本市の指名停止措置を申請の日から審査決定通知日までの間に受けていないこと。

（11）日進市暴力団排除条例（平成２４年日進市条例第２２号）第２条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

4　法令の遵守について

公私連携型保育所の運営にあたっては、関係法令、市条例及び本市と締結する協定を遵守すること。

5　募集を行う施設について

米野木台西保育園

6　事業開始予定年月日について

令和１０年４月１日

7　利用児童について

在園児について、保護者が引き続き米野木台西保育園の利用を希望する場合は、公私連携型保育所となった以降も当該利用児童を引き継ぐこと。また、在園児が現に使用する保育用品について、引き続き使用できるものとし、その他の必要保育用品の購入は、原則、保護者の任意とするが、保育に支障があると認められる場合は、都度、保護者と協議すること。

8　協定期間内における財産の取扱い等について

（１）土地・建物

現に使用している土地・建物については、無償で貸付けする。なお、職員駐車場は、必要に応じて公私連携保育法人が確保すること。

（２）備品

日進市が所有するもの（別添『備品一覧』のとおり）は、無償で貸付けする。ただし、それに係る保険費用、または修理費用等は公私連携保育法人の負担とする。なお、貸付備品は、協定終了後に点検整備のうえ返却すること。

備品が経年劣化等により用に供することができなくなった場合は、市との協議のうえ廃棄し、必要に応じて公私連携保育法人が購入または調達すること。

（３）消耗品

消耗品は、公私連携保育法人が調達すること。

（４）施設等の維持・修繕等について

土地・建物及び付属する設備等（以下、「施設等」という。）の保険、保守点検、維持、修繕、改修工事等は公私連携保育法人の費用で行うこと。ただし、下記の８（５）に該当するものについては、本市との事前協議のうえで決定する。

（５）事前協議

施設等の修繕、改修工事等において、下記①～⑫に関するものについては、当該工事等の計画に先立ち、本市と事前協議すること。

①屋根の修繕・改修
②屋根防水、開口部及び外壁シーリング防水の修繕・改修
③外壁の修繕・改修
④空調設備の修繕・改修
⑤昇降機の修繕・改修
⑥消防設備の修繕・改修
⑦機械警備等防犯設備の修繕・改修
⑧受変電設備、電気盤の修繕・改修
⑨給排水設備の修繕・改修
⑩機械設備（トイレ）の修繕・改修
⑪建物の増改築及び施設等に変更を加える改修
⑫①～⑪の他、1 件あたりの費用が消費税込みで 100 万円を超える修繕・改修等

（６）報告

施設等の保守点検、修繕、改修工事等の維持管理状況について、毎年度の９月末及び３月末に未報告分を速やかに報告すること。

９　保育所運営に係る財政支援について

（１）委託費

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づき、公定価格で定められる保育所運営費を委託費として公私連携保育法人に支払う。

（２）補助金

日進市民間保育所補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助を行う。

10　保育事業等について

（１）保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）に基づき保護者との連携を密にし、全体的な保育計画及び個別の指導計画のもと保育を実施するとともに、「安全の確保」、「健康の保持」及び「衛生の保持」などは最新の注意を払い、次の保育事業等を実施すること。

①０歳（生後６か月経過後）～５歳児までの保育を実施し、定員構成は、下表のとおりとすること。

定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
149 人	15 人	20 人	24 人	30 人	30 人	30 人

②施設の開所時間（土曜日を含む。）は、午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分までとする。

③通常の保育時間は、短時間認定では午前８時から午後４時まで、標準時間認定では午前７時３０分から午後６時３０分までとすること。また、延長保育時間は、午後７時３０分までとすること。

④一時保育は、「一時預かり事業の実施について（平成２７年７月１７日付け２７文科発第２３８号、雇児発０７１７第１１号）に基づき実施するものとし、午前９時から午後５時までとすること。

⑤障害児保育は、保育所保育指針に基づき、日進市等からの障害児保育のニーズに対応すること。

⑥土曜保育は、午前７時３０分から午後７時３０分までとすること。なお、公立保育園（北部・新ラ田・東部・南部・三本木・北新田の６園）に在園している児童のうち、土曜日の午後２時を超える保育が必要な児童について、本市と別途委託契約を締結のうえ保育を実施すること。

（２）その他保育の実施において、次の業務等を実施すること。

①給食は、自園調理を実施すること。また、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成９年厚生省局長通知）」及び「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（こども家庭庁）」を遵守するとともに、公立保育園の提供方針と同等の給食提供を継承すること。特に、食物アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づき、安全に給食を提供できる環境・体制を整備することとし、離乳食については、一人ひとりの月齢及びそしゃく機能の発達状況に合わせて提供すること。

②行事は、公立保育園と同等の行事を開催すること。

③健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年愛知県条例第６８号）を遵守するとともに、嘱託医、保健師（看護師）、栄養士等により、園児の身体上及び精神上の健康管理に努めること。

④地域住民との交流活動を実施すること。

⑤園長会議等の必要な会議に出席すること。

⑥第三者評価を受審し、その結果を公表すること。

⑦その他付加的な保育サービスの実施については現運営者の水準から低下することのないような実施に努めること。

（３）次に掲げる基準を満たす職員を配置すること。

職種	人数
園長	1 人 ・専任とし、保育園及び幼稚園において 10 年以上実務経験がある保育士 ・健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、良好な勤務実績を有する者
主任保育士	1 人 ・専任とし、保育園及び幼稚園において 10 年以上実務経験がある保育士 ・健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、良好な勤務実績を有する者
フリー保育士	1 人 ・他の保育士の勤務時間等を調整するために配置する保育士
クラス担当 保育士	0 歳児・・・3 人につき保育士 1 人 1 歳児・・・4 人につき保育士 1 人 2 歳児・・・6 人につき保育士 1 人 3 歳児・・・15 人につき保育士 1 人 4・5 歳児・・・25 人につき保育士 1 人 ・クラス担当保育士の 3 分の 1 以上は、3 年以上の実務経験がある保育士を配置すること。
調理員	３人以上 ・3 年以上の集団給食の実務経験がある者を 1 人以上配置すること。

１１　応募手続き等について

（１）提出方法

①日進市ホームページから応募書類をダウンロードのうえ作成し、受付窓口（担当窓口）へ提出すること。

※応募書類は、窓口で配付しておりません。ホームページをご確認ください。

②提出部数は、正本１部、副本８部（コピー可）。提出時は、応募書類一覧の順に並べ、インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出すること。

③所定の様式以外は、原則としてＡ４（縦）とすること。

④事前に受付窓口（担当窓口）あて連絡のうえ、持参し提出すること。

（２）受付窓口（担当窓口）

日進市健康こども部保育課（日進市役所本庁舎２階）

（〒470-0192　日進市蟹甲町池下２６８番地）

電話番号　0561-73-1095（直通）

（３）受付期間

令和８年９月１４日（月）から令和８年９月２４日（木）まで

（土日祝日を除く午前９時から正午、午後１時から午後４時４５分まで）

（４）応募書類

別表１のとおり

（５）事前質問・施設見学

①事前質問

本募集に関する質問は、質問票（別紙１）を使用し、令和８年９月８日（火）正午までに提出すること。質問票の提出方法は電子メールに限る。窓口への来庁及び電話での質問には応じない。なお、回答については、取りまとめの上、本市ホームページで公表する。（質問者の氏名等は公表しない。）また、軽微な質問や審査内容、評価項目等に関する質問及び事前質問受付期間後の質問等については回答の対象外とする。

②施設見学

施設見学は、令和８年９月１３日（日）に保育課職員立合いのもとで実施する。希望する場合、令和８年９月８日（火）正午までに保育課あてに電話連絡すること。

（６）スケジュール（予定）

①募集要項の公表　　令和８年８月２０日（木）

②事前質問・施設見学申込　　令和８年９月　８日（火）正午まで

③施　　設　　見　　学　　令和　８年　９月１３日（日）
④申 請 書 提 出 期 間　　令和　８年　９月１４日（月）から
　　令和　８年　９月２４日（木）まで
⑤選　　考　　会　　令和　８年１０月　６日（火）（予定）
⑥審 査 結 果 通 知　　令和　８年１０月下旬
⑦事　　業　　開　　始　　令和１０年４月１日（木）

※３つを超える事業者から応募があった場合、提出された書類を基に事前に書類審査を行い、３事業者以内とすることがありますのであらかじめご了承ください。

※都合により、日程等を変更する場合があります。

（７）無効となる申請

①本要項の提出方法、提出期限に適合しないもの。
②本要項に示された条件に適合しないもの。
③虚偽の内容が記載されているもの。
④審査の公平性に影響を与える行為があったもの。
⑤審査に出席しなかったもの。

（８）留意事項

①応募書類の提出時、提出書類が揃っているかの確認を行うため、時間に余裕を持ってお越しいただくこと。提出書類に不足等がある場合、受付は不可とする。
②受付後の応募書類の変更は、明らかな誤字、脱字を除き原則として認めない。ただし、本市が必要と認めたときは、追加資料の提出等を求めることがある。
③法人の本店（本部）及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合がある。
④応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、応募書類は、日進市情報公開条例（平成１１年日進市条例第１号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。
⑤応募書類は、理由のいかんを問わず返却には応じない。
⑥本応募に係る一切の経費は、応募者の負担とする。
⑦選考会当日は、提出済の副本が委員の手元に配付された状態で説明を開始すること。スクリーンやプロジェクターを使用しての説明は不可とする。

１２　選考等について

（１）選考会

申請書の提案内容に基づき、選考会を開催する。選考会では事業者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

※選考会の日時は指定させていただきますのでご了承願います。プレゼンテーション及びヒアリングについては、原則として応募法人の代表者及び施設長（園長。予定者を含む）が選考会に出席のうえで対応してください。

（２）審査基準

別表２のとおり

（３）選考方法

基準に基づき、選考委員による応募書類及びプレゼンテーション審査を実施し、公私連携保育法人予定者を選定する。審査基準の合計点が６割以上の評価を受けた応募法人の中で、合計点のもっとも高い応募法人を第１順位として選定し基準点を満たす評価を受けた２位の応募法人を第２順位として選定する。

（４）審査結果等

審査結果は、事業者に対して通知するとともに、本市ホームページにて公表する。審査内容及び審査結果等に関する問い合わせには応じない。

その他審査については、応募法人あて別途お知らせする。

１３　公私連携保育法人予定者について

（１）プレゼンテーション審査等により、第１順位と選定された応募法人については、改めて本市と協議し、協定成立後、仮協定を締結することで公私連携保育法人予定者となる。協議が成立しない場合又は辞退があった場合は、第２順位と選定された応募法人と協議を行う。

（２）仮の協定の締結事項は以下のとおり。

①協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
②公私連携型保育所等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
③本市による必要な設備の貸付け、その他の協力に関する基本的事項
④公私連携保育法人が実施する施設の維持管理・修繕・改修工事に関する事項
⑤協定の有効期限
⑥協定に違反した場合の措置（改善計画等）
⑦その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項等

１４　公私連携保育法人の指定について（令和９年３月以降を予定）

施設等の無償貸付、必要な条例改正などの議会付議事項の議決後、市は、公私連携保育法人予定者と正式な協定を締結し、その後に、公私連携保育法人として指定する。公私連携保育法人は、令和１０年４月の公私連携型保育所運営開始までに、定款の変更、各種必要な県への届出等を適正に処理すること。

１５　協定の有効期間及び特約事項について

（１）当初の協定期間は５年とする。その後の協定期間については、協議の上決定する。

（２）協定に違反した場合は、市の指導に従うこと。

１６　公私連携保育法人予定者について

（１）教育・保育の内容及び運営業務の円滑な引継ぎの実施のため、令和９年度を引継ぎのための協議・準備期間とし、公私連携保育法人予定者の負担において、令和９年４月以降より米野木台西保育園の運営内容を確認し、在園児への影響が最小限となるよう引継ぎを受けるものとする。

（２）引継・共同保育の実施に係る経費については、日進市が定める範囲内で一部を負担する予定である。ただし、令和９年度予算の成立を条件とする。

（３）米野木台西保育園に勤務する職員のうち、公私連携型保育所の職員となることを希望する者については、積極的に採用するように努めるものとする。

１７　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議する。

（別表１）応募書類

項目		内容	様式
1	①公私連携保育法人指定申請書	法人印鑑登録証明書を添付	様式１
	②事業者の概要	◆役員状況、資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式２
		◆代表者及び施設長の履歴	様式３
		◆現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等、概要がわかるもの）	別紙
	③法人の定款	原本証明されたもの	原本写し
	④法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	応募申込日前３か月以内に発行されたもの	原本
	⑤法人理事会議事録等の写し	本公募への応募、贈与等につき、法人として意思決定していることが確認できるもの	様式自由
2	①基本運営方針	≪運営方針等説明書≫ （１）応募した目的・動機 （２）児童福祉や地域福祉の関わり （３）保育理念・事業方針等 （４）子どもの受入れ体制 （５）子どもの健康状態を把握するための方策 （６）給食提供体制等 （７）安全管理策や安全確保のための具体策 （８）開設準備 （９）引継ぎ（共同保育） (10) 地域等との連携、付加サービス (11) 労働環境の確保、安定雇用のための方策 (12) 経営の安心・安全性、応募事業の収支・資金計画	様式４－１ ～ ４－１２
	②従事職員計画（開設後）（採用・雇用方法を含む）	◆資格、経験（採用資格、実務経験について） ◆雇用形態（常勤職員とその他職員について） ◆研修体制（採用時、従事後）	様式自由
		◆配置人員（勤務体制・勤務形態一覧表）	様式５

	③労働基準法の規定に関する書類 ※現在運営する施設等に関する右記の書類	◆就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
		◆時間外労働・休日労働に関する協定届（労働基準監督署受付印のある事業主控） ◆令和７年度労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控） ◆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部）※全員分は不要	法定様式
3	①資金計画	◆収支シミュレーション	様式６
		◆収支シミュレーション（人件費内訳）	様式７
		◆その他、人件費試算等の資料	様式自由
		◆社会福祉法人は、収支シミュレーションに加えて事業活動収支計画書と資金収支計画書を提出のこと	標準様式
	②決算書等	◆直近３年間の決算書類 ◆法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書（前３事業年度分） ◆預金残高証明書（自己資金分について、応募申込日前１か月以内に発行されたもの） ◆借入残高に関する法人の申出書（借入残高がある場合は、応募申込日前１か月以内に発行された残高証明書を添付） ◆代表者の所得税及び市県民税について、滞納のないことの証明（前３年分）	様式自由
4	その他	◆誓約書	様式８

（別表２）公私連携保育法人審査基準

審査項目	審査事項	主な対象様式	配点
事業者の基本方針 （１０点）	保育所運営の基本理念について	様式４－３	５
	児童福祉事業への熱意について	様式４－１	５
経営の安定性と計画の妥当性 （３０点）	事業者の経営状態と事業の継続性、代表者について	様式２、３、４－１２	５
	保育所等の運営実績	様式２、４－２	１０
	他の保育所等の運営の健全性	様式２	５
	収支計画の妥当性	様式６、７	５
	引継ぎの計画と在園児への配慮	様式４－９	５
事業の運営方針 （４０点）	職員の人員確保のための方策	様式４－８、５	５
	職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	様式４－１１	５
	年間保育計画・指導計画策定に向けての考え方	様式４－３	５
	健康管理・保健に関する考え方	様式４－５	５
	事故防止等の安全対策	様式４－７	５
	要望・苦情に対する対応について	様式４－４	５
	子どもの人権（虐待、障がい、外国人）	様式４－４	５
	給食提供体制	様式４－６	５
公私連携型保育所としての適格性 （２０点）	地域等との連携・交流	様式４－１０	５
	特色ある保育サービスについて	様式４－１０	１０
	適切な保育を実施するための取り組みについて	様式４－２	５
合計			１００

【参考】日進市立米野木台西保育園の現状

1　施設の概要

（1）名　　称　日進市立米野木台西保育園

（2）所　在　地　日進市藤枝町廻間１番地１

（3）敷 地 面 積　２，６４３．９５㎡

（4）延 床 面 積　１，３４８．８㎡

（5）構　　造　鉄骨２階建

（6）開設年月日　平成２７年４月１日

（7）内　　容　職員室、保育室（０歳児から５歳児)、延長保育室、廊下、トイレ、その他 屋外遊具、駐車場等の保育関連施設

（8）定　　員　１４９人

【内訳】０歳児１５人、１歳児２０人、２歳児２４人、３歳児３０人、４歳児３０人、５歳児３０人

2　開所時間

午前７時３０分から午後７時３０分まで

3　休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始（１２月２９日から３１日まで並びに１月２日及び１月３日）

位置図

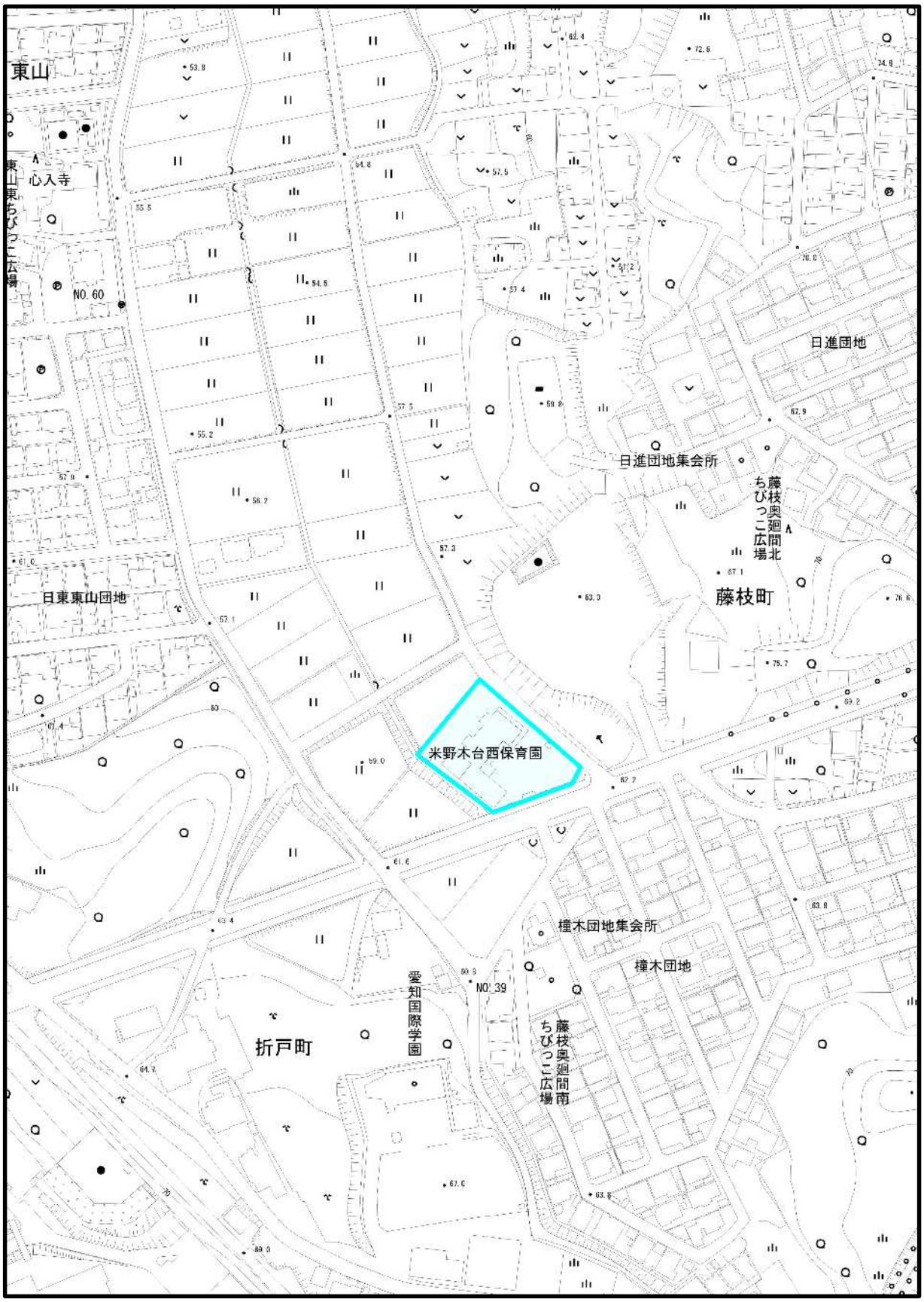
東山
心入寺
東山東ちびっこ広場
NO. 60
日進団地
日進団地集会所
藤枝奥廻間北ちびっこ広場
藤枝町
日東東山団地
米野木台西保育園
撞木団地集会所
撞木団地
愛知国際学園
NO. 39
折戸町
藤枝奥廻間南ちびっこ広場

平面図　１階

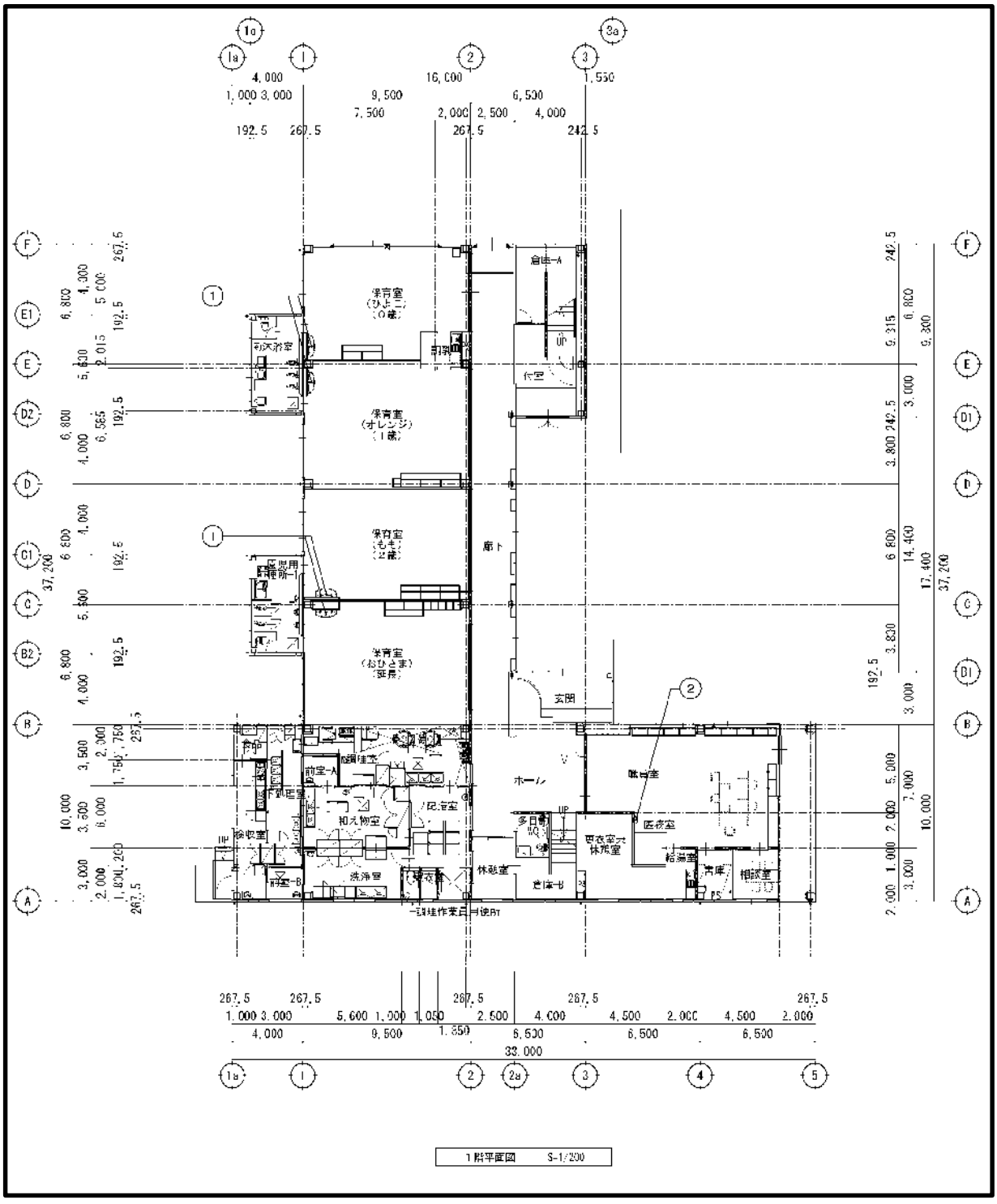

保育室
(ひよこ)
(0歳)
保育室
(オレンジ)
(1歳)
保育室
(もも)
(2歳)
保育室
(おひさま)
(延長)
倉庫-A
倉庫-B
廊下
玄関
ホール
前室-A
前室-B
洗浄室
洗浄室
和え物室
配膳室
休憩室
多目的
医務室
相談室
1階平面図　S-1/200

平面図　２階

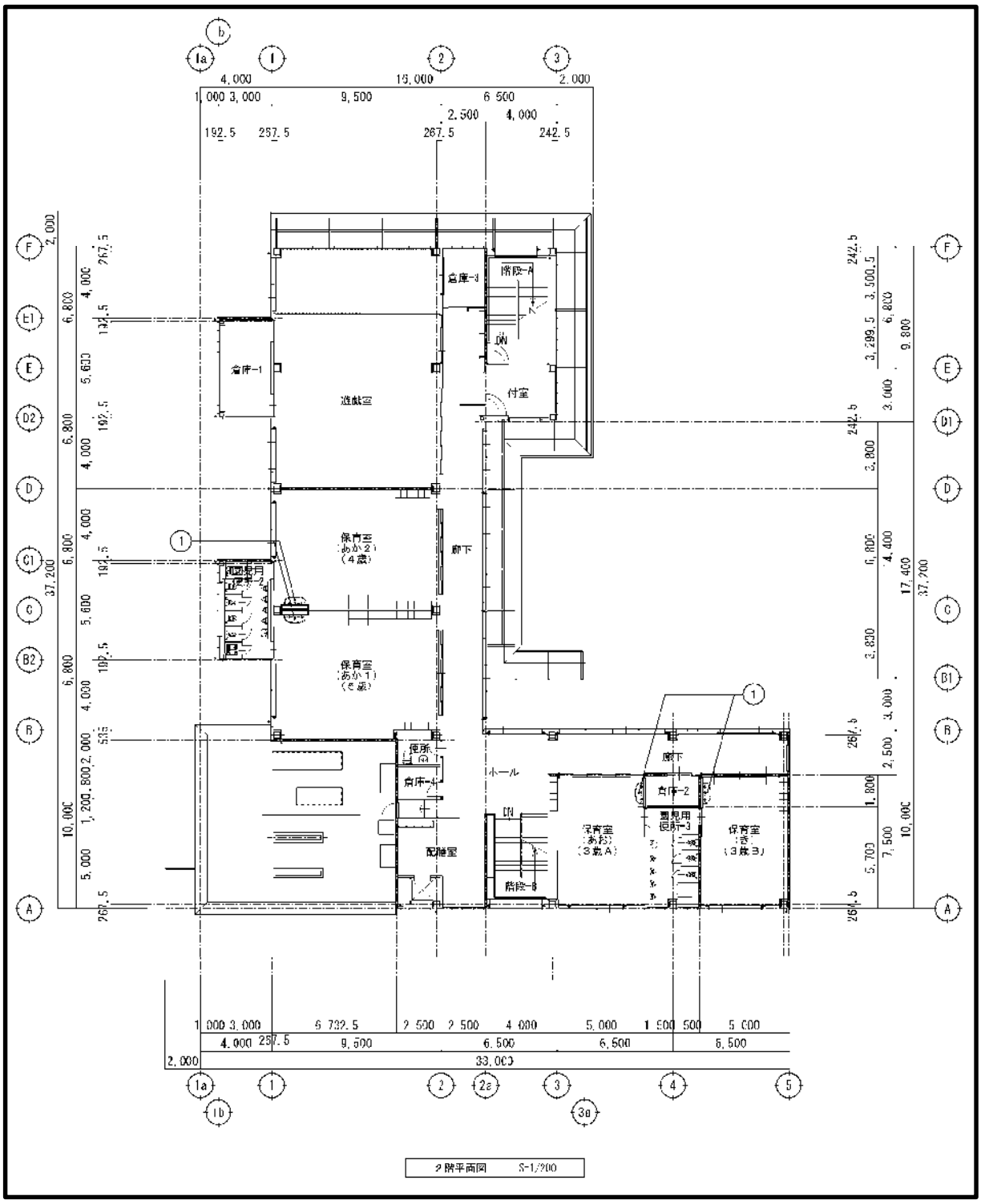
倉庫-3
階段-A
DN
倉庫-1
遊戯室
付室
保育室
(あか2)
(4歳)
廊下
保育室
(あか1)
(き組)
便所
倉庫-4
配膳室
ホール
DN
階段-B
廊下
倉庫-2
園児用
便所-3
保育室
(あお)
(3歳A)
保育室
(き)
(3歳B)
2階平面図　S=1/200

問合せ先

日進市健康こども部保育課

〒470-0192

住　所　日進市蟹甲町池下２６８番地

電　話　０５６１－７３－１０９５

ＦＡＸ　０５６１－７２－４６０３

e-mail　hoiku@city.nisshin.lg.jp